

令和5(2023)年度  
**栃木県ふぐ処理者認定試験案内**



**【重 要】**

**台風などの悪天候、災害等の影響による延期等の可能性について**

台風などの悪天候、災害等の影響により、試験の実施が延期、中止になる場合があります。変更がある場合は、随時、下記の栃木県ホームページでお知らせしますので、ホームページの確認をお願いします。

なお、受験者への個別の連絡はいたしません。

○栃木県ホームページ（ふぐ処理者認定試験のお知らせについて）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/life/shokuseikatsu/eisei/fugu/oshirase.html>

**1 試験の日時及び場所**

期日	時間	場所
令和5(2023)年10月15日(日)	午前9時30分から 12時30分まで	アイ・エフ・シー調理製菓大学校 (宇都宮市平出町3580-3)

**2 試験科目**

(1) 学科試験

ア 水産食品の衛生に関する知識

イ ふぐに関する一般知識

① 関係法規

② ふぐの種類と鑑別

③ ふぐの処理と鑑別

④ ふぐの一般知識

(2) 実技試験

ア ふぐの種類と鑑別

イ ふぐの処理と鑑別

**3 受験資格**

次に掲げる学歴を有する者（次のいずれかに該当する者）とします。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条（高等学校の入学資格）に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

**4 提出書類**

受験願書に次の書類を添えて提出してください。

なお、受験願書及び受験票は、令和5(2023)年7月7日（金）から、栃木県保健福祉部生活衛生課において配布するもの、又は栃木県ホームページにおいて掲載する電子ファイルを日本産業規格A列4の白色用紙に印刷したものを使用してください。

※書類の記入に当たっては、いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。

(1) 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦4.5cm、横3.5cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。写真の裏面に氏名を記入すること。）及び63円分の切手を貼り付け、所定の事項を記入すること。

(2) 学歴を証明する書類

卒業した中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

ア 卒業証書の写しを提出する場合は、その原本も併せて持参すること。

なお、郵送により提出するときは、宛先を明記した卒業証書返信用のレターパックプラス（520円）を同封すること。

イ 婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

また、郵送により提出する場合で、戸籍謄（抄）本の返却を希望するときは、宛先を明記した返信用のレターパックプラス（520円）を同封すること。同封する返信用のレターパックプラス（520円）は合計1通で差し支えない。

(3) 免除要件に該当する旨を証明する書類

学科試験のうち「水産食品の衛生に関する知識」の免除を希望する者は、免除要件に該当する旨を証明する書類（関係修了証、免許証の写しの場合は、その原本も併せて持参すること。なお、郵送により提出するときは、宛先を明記した関係修了証等の返信用のレターパックプラス（520円）を同封すること。）。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と免除要件に該当する旨を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること（郵送により提出する場合で、戸籍謄（抄）本の返却を希望するときは、宛先を明記した返信用のレターパックプラス（520円）を同封すること。同封する返信用のレターパックプラス（520円）は合計1通で差し支えない。）。

ア 食品衛生責任者については食品衛生責任者修了証等

イ 食品衛生法に基づく資格（食品衛生監視員、食品衛生管理者）を取得するための要件を満たす者については、免許証、任用資格取得証明書、養成施設において所定の課程を修了していることを証明できる書類等

ウ その他衛生関係法規に基づく資格を有する者（栄養士、調理師）については、該当する免許証

## 5 受験手数料

33,000円を栃木県収入証紙\*で納付してください。（受験願書に貼り付けてください。）

※ 国が発行する収入印紙ではありません。

## 6 受験願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

ア 持参の場合

令和5(2023)年8月28日(月)から同年9月8日(金)まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで

※提出先必着とします。

イ 郵送の場合

簡易書留で令和5(2023)年8月28日(月)から同年9月8日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

※令和5(2023)年9月15日(金)午後5時15分提出先必着とします。

(2) 提出先

栃木県保健福祉部生活衛生課

所在地：〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館 5階

## 7 受験票の送付

受験者には、9月下旬に受験票を送付します。なお、9月29日(金)までに到着しない場合は、栃木県保健福祉部生活衛生課食品安全推進班まで御連絡ください。

## 8 合格発表

(1) 令和5(2023)年11月15日(水)午前11時から栃木県庁舎屋外掲示場に合格者受験番号を掲示します。

(掲示期限は、令和5(2023)年12月14日(木)まで)

(2) 合格者には、栃木県からふぐ処理者認定証を郵送します。

(3) 栃木県ホームページ(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/life/shokuseikatsu/eisei/fugu/shiken.html>)に合格者受験番号を掲載します。

(4) 電話等による問い合わせには、一切応じません。また、電報等による有料通知のあつせんは行いません。

## 9 試験結果の開示

試験結果(科目別及び総合得点)については、受験者本人に限り、合格発表の日から令和5(2023)年12月14日(木)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)、栃木県保健福祉部生活衛生課食品安全推進班において口頭により開示を請求できます。

この場合、受験者本人であることを証明できる書類(受験票、身分証明書、運転免許証等)を持参してください。

---

### ◎ 受験願書の提出先・試験に関する問い合わせ先

栃木県保健福祉部生活衛生課 食品安全推進班

所在地：〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館 5階

電話番号：028-623-3109

### ◎ 試験当日に必ず持参するもの

・受験票(9月下旬に受験者宛て送付します。)

・鉛筆

・消しゴム

・履き物入れ(内履き用及び外履き用。ビニール袋など)

・上履き(①教室用：スリッパ等、②調理室用：長靴又はかかとの入る履物)

※上履きの貸し出しは行いません。

・包丁、布巾、調理に適した服装(調理用白衣、帽子、前掛け、マスク)

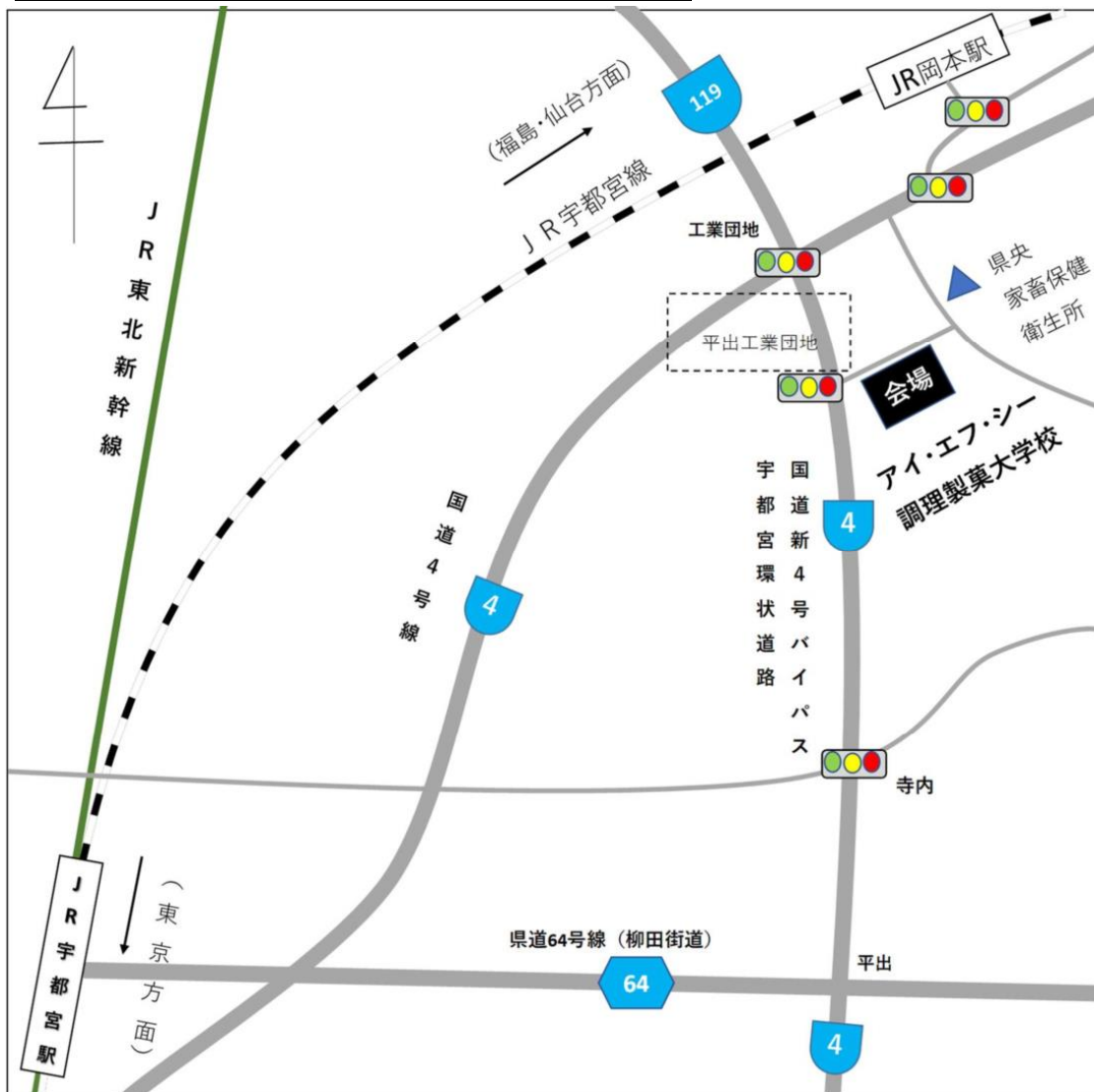
※包丁等の貸し出しは一切行いません。

なお、受験のための移動の際は、包丁は刀をむき出しにせず、サヤ等に収めるなどして安全な状態で持参すること。

公共交通機関を利用する際は、安全管理の徹底のほか、露出防止等に特に留意すること。

◎ 試験会場案内図

※試験会場への問い合わせは絶対にしないでください。



- ・自家用車を利用する場合  
試験会場の指定駐車場に駐車してください。
- ・公共交通機関を利用する場合  
JR宇都宮駅西口から約8 km  
JR岡本駅東口から約2 km (徒歩で約23分)